

# 青年等対外競技出場奨励費補助金交付基準細則

## 少年

### ◎交付対象

浦幌町内の学校（高校含む）に在籍する児童又は生徒で次の要件に該当する者

- 1) 予選を勝ち得た個人・団体又は十勝選抜され全道大会以上の大会に出場する者  
（予選の伴わない全道大会については、公認団体が主催又は共催する大会とする。）
- 2) 大会名に「全道大会」、「北海道予選大会」等の北海道と名前が付く大会に参加する者であって、以下の要件のいずれかに該当する者
  - ア) 少年団本部に加盟の少年及び少年の団体
  - イ) 町内の学校の管理下にある部活動・サークル活動団体
  - ウ) 教育長が特に必要と認めた者  
（少年団本部に登録されている団体以外の競技で出場する場合等）

### ◎補助対象経費

#### 1) 交通費

- ①公共交通機関 → 汽車賃（地下鉄）、航空運賃、バス借上料、駐車料金、高速道路通行料金等の実費
- ②町有バス → 町民バス管理運行要領に基づき支給された額を除く金額（実費）  
（施設課所管）
- ③自家用車 → 1 kmあたり 20 円×走行距離の実費  
※自家用車を使用する場合の交付条件
  - ・大会開催地が公共交通機関を利用すると不都合と教育長が認めた場合
  - ・競技種目により運動用具を持って移動に不便と教育長が認めた場合
- ④レンタカー → レンタル料金の実費

#### 2) 宿泊費

実費（一泊10,000円を上限とする。）

宿泊日数の認定は、開催地が十勝管外の場合、日程等を考慮し原則として開催日の前日から終了の日までとする。ただし、大会終了後直ちに帰町出来ない場合は後泊を認める。

#### 3) 参加料

実費（大会参加要項等に記載されている金額。傷害保険料、協賛広告料、審判不帯同料等も参加条件となれば交付対象）

#### 4) 食事代

対象外

#### 5) 雑費

対象外（ただし、大会要項に記載されているもので、その費用が参加条件となっている場合は、実費額を交付対象とする。）

※ 交通費と宿泊費が一体となっているパック料金の場合は、その実費とする。

※ 選抜で参加した場合は、交通費、参加料は参加人数で除して得た1人あたりの金額を経費として算出する。

6) 指導者数

参加選手10人までは1名、20人までは2名、30人までは3名、以下10名ごと1名加算する。

◎補助金額

- 1) 補助対象経費により算出した金額（千円未満切り捨て）とする。
- 2) 選抜で参加した場合で、負担金として支払った額については、補助対象経費により算出した金額と負担金の額の低い方の金額を補助金とする。）
- 3) 予選の伴わない全道大会以上の大会については、上記1)・2)により算出した金額又は支払った額の1/2の金額を補助金とする。（但し、参加料は実費とする。）
- 4) 予算の範囲内で支給する。

◎交付申請

浦幌町教育委員会の所管に係る補助金交付規則（昭和57年浦幌町教育委員会規則第3号）の規定による。

1) 申請者

所属団体の長若しくは学校長

（選抜され負担金で上部団体へ直接支払う場合など所属団体や学校の会計を介していない場合、申請者は保護者とする。）

2) 添付資料

①交付申請時

- ・開催要項（参加者名簿含む）
- ・収支予算書
- ・その他教育委員会が求める書類

②実績報告時

- ・大会結果
- ・決算書（選抜の場合は、その団体が作成したもの）
- ・領収書（写し可）
- ・その他教育委員会が求める書類

附 則

この基準細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成30年4月1日から施行する。

# 青年等対外競技出場奨励費補助金交付基準細則

## 一 般

### ◎交 付 対 象

浦幌町民で次の要件に該当する者

- 1) 予選を勝ち得た個人・団体又は十勝選抜され全道大会以上の大会に出場する者  
(予選の伴わない全道・全国大会については対象外)
- 2) 大会名に「全道大会」、「北海道予選大会」等の北海道と名前が付く大会に参加する者であって、以下の要件のいずれかに該当する者
  - ア) 体育協会に加盟している個人及び団体
  - イ) 教育長が特に必要と認めた者  
(体育協会に加盟している団体以外の競技で出場する場合等)

### ◎補助対象経費

#### 1) 交通費

- ①公共交通機関 → 汽車賃(地下鉄)、航空運賃、バス借上料、駐車料金、高速道路通行料金等の50%
- ②町有バス → 町民バス管理運行要領に基づき支給された額を除く金額の50%(施設課所管)
- ③自家用車 → (1kmあたり20円×走行距離)×50%  
※自家用車を使用する場合の交付条件
  - ・大会開催地が公共交通機関を利用すると不都合と教育長が認めた場合
  - ・競技種目により運動用具を持って移動に不便と教育長が認めた場合
- ④レンタカー → レンタル料金×50%

#### 2) 宿泊費

宿泊費の実費×50%(一泊5,000円を上限とする。)

宿泊日数の認定は、開催地が十勝管外の場合、日程等を考慮し原則として開催日の前日から終了の日までとする。ただし、大会終了後直ちに帰町出来ない場合は後泊を認める。

#### 3) 参加料

実費 (大会参加要項等に記載されている金額。傷害保険料、協賛広告料、審判不帯同料等も参加条件となれば交付対象)

#### 4) 食事代

対象外

#### 5) 雑 費

対象外(ただし、大会要項に記載されているもので、その費用が参加条件となっている場合は、実費額を交付対象とする。)

- ※ 交通費と宿泊費が一体となっているパック料金の場合は、その50%とする。
- ※ 選抜で参加した場合は、交通費、参加料は参加人数で除して得た1人あたりの金額を経費として算出する。

## ◎補助金額

- 1) 補助対象経費により算出した金額（千円未満切り捨て）とする。
- 2) 選抜で参加した場合で、負担金として支払った額については、補助対象経費により算出した金額と負担金として支払った額の1/2の金額の低い方の金額を補助金とする。
- 3) 予算の範囲内で支給する。

## ◎交付申請

浦幌町教育委員会の所管に係る補助金交付規則（昭和57年浦幌町教育委員会規則第3号）の規定による。

### 1) 申請者

所属団体の長

（選抜され負担金で上部団体へ直接支払う場合など所属団体の会計を介していない場合、申請者は本人とする。）

### 2) 添付資料

#### ①交付申請時

- ・開催要項（参加者名簿含む）
- ・収支予算書
- ・その他教育委員会が求める書類

#### ②実績報告時

- ・大会結果
- ・決算書（選抜の場合は、その団体が作成したもの）
- ・領収書（写し可）
- ・その他教育委員会が求める書類

附 則

この基準細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準細則は、平成30年4月1日から施行する。